

長崎県立国見高等学校いじめ防止基本方針

平成29年9月21日策定

本校の目指す生徒像

長崎県教育方針に基づき、心身共に健全で、気魄と情熱に燃え、自らの課題に主体的に取り組む誠実で努力を続けることができる人間の育成をめざす。

いじめ対策委員会（教育相談委員会）

【構成メンバー】

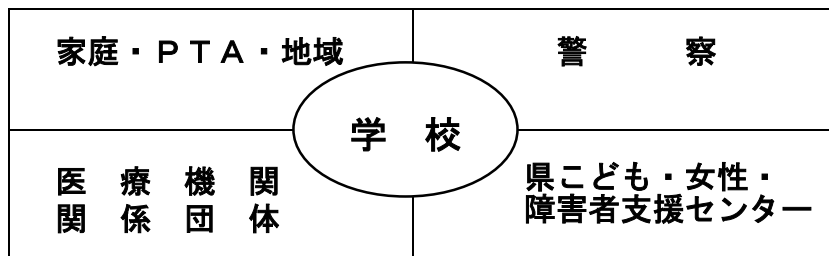
校長、教頭、相談部主任・副主任、教務主任、生徒指導主事、保健主事、各学年主任、養護教諭、該当担任・該当顧問等、PTA会長、母の会会長、SC

【取組】

いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体方策の検討・指導、及び外部機関等との連携

関係機関との連携について

必要に応じて、各関係機関と連携する。



1 いじめの防止

学校の教育活動全体を通して、生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度や、心の通う人間関係を構築する能力の育成に努める。

<教職員の取組>

- 学級活動、読書、体験学習を通して、心の通う対人関係を構築できる力を育み、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌を作り上げる。
- 学校の教育の根幹に人権教育を据え、自他の存在を認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等の活用により指導力の向上を図る。

<生徒の取組>

- クラスの中で、誰かがつらい思いをしていないかを考え、つらい思いをしている生徒がいたらみんなで支え合う雰囲気をつくり上げる。
- 「あいさつ運動」「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等の活動を通して、生徒同士が声を掛け合い、お互いに関心を持ち、相手を思いやる心を育成する。
- 生徒会活動を通じた自己指導能力の育成。

<保護者の取組>

- 家庭で子どもと語り合う時間をできるかぎりつくる。

2 早期発見

<教職員の取組>

いじめを早期に発見するため、在籍する全生徒に実態を把握する調査を年3回実施する。生徒及び保護者が、いじめ等の相談を行いやすい相談体制の整備を行う。

- 相談部による年3回の「悩み調査」アンケートの実施
- 学級担任・部顧問等による定期的な面談の実施。

<生徒の取組>

- ネットによる誹謗中傷や仲間外し等を見聞きしたり、気になる生徒を発見した場合、ただちに先生や保護者に相談する。

<保護者の取組>

- いじめのサインを見逃さないためにも「おかしいな」と思ったら、家庭だけで悩まずにすぐに学校に相談する。

家庭での早期発見のポイント

- 目立って元気がなくなり、口数も少なくなってきた。
- 学校へ行きたくないなどと言い出すことが増えてきた。
- 食欲がだんだんなくなってきた。
- 学校から帰ってきたときの表情に明るさがなくなった。
- 部屋に閉じこもって、誰とも話をしなくなった。
- 学校や友達の話をするのが少なくなった。
- 衣服が汚れていたり、怪我をして帰宅することがよくある。
- 持ち物がなくなることがよくある。
- 不審な電話がよくかかってくる。
- 家庭から金品をたびたび持ち出すようになった。

3 いじめに対する措置

<教職員の取組>

(1) いじめの発見や相談をうけたときの対応

- 悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- いじめの相談や訴えがあった場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、正確な事実関係の把握に努める。また、保護者等と協力して対応する体制を整える。

(2) 組織的な対応

- 発見や通報を受けた教職員は、直ちに「いじめ対策委員会」へ報告する。
- 「いじめ対策委員会」は、速やかに指導・支援体制を組み、情報を共有し対応の組織化を図る。

(3) いじめられた生徒・保護者への支援

- いじめを受けた生徒から、事実関係の聴取を行うとともに、安心して授業が受けられるように、心のケアや様々な弾力的措置等を行い、いじめから守り通すための対応を行う。
- 家庭訪問等を行い、正確な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。

<生徒の取組>

- 学級、学年を中心にいじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深めていく。
- いじめられた生徒といじめた生徒の関係修復を通して、当事者や周りの全員を含む集団が、通常の状態を取り戻すまで、状況を落ち着いて見守る。

<保護者の取組>

- 家庭で、いじめの加害者にも被害者にもならないためにはどのようにすべきかを話し合い、起こった出来事を教訓とし、いじめのない学校づくりに努める。

4 その他

<教師が危機意識を高めるための再確認>

- 全職員が「いじめをなくす、いじめをさせない」という意識を持ち、一人ひとりがいじめ（兆候）を発見・察知することができるか。
- 日常的に言葉をかけ、生徒の話をきちんと聞き、信頼が得られているか。
- 生徒の心を傷つける言動をとっていないか。
- 教師の無関心、見ぬふり、傍観がいじめを助長させていないか。
- 高い人権感覚を身に付けているか。